

# 特定看護師による特定行為に関する包括同意について

当院には、厚生労働省が定める「特定行為に関する看護師の研修制度」を修了した特定看護師が在籍しています。

## 【特定行為とは】

あらかじめ医師が定めた手順書に基づき、特定看護師が実施する診療の補助行為です。特定看護師は、研修を通じて高度かつ専門的な知識および技能を修得しており、患者さんの状態を的確に判断しながら、医師と連携して安全に特定行為を実施します。

## 【包括同意について】

当院では、特定看護師による特定行為の実施について、院内の掲示物およびホームページでの公表をもってご了承（包括同意）いただいたものと判断させていただきます。

特定行為の実施にご同意いただけない場合は、担当医または看護師へお申し出ください。  
ご同意いただけない場合であっても、患者さんが診療上の不利益を被ることはありませんので、ご安心ください。また、特定行為の実施への同意は、いつでも変更することが可能です。

なお、包括同意をいただいている場合であっても、行為の内容や患者さんの状態に応じて、個別に説明を行い、同意をいただくことがあります。

以下は、当院で実施している特定行為です。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸器管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入 ※令和8年度より特定行為研修開始予定
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
栄養及び水分管理に係る薬物投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
創傷管理関連	褥（じょく）瘡（そう）または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法